

## 重要事項説明書

### 14. サービスの利用料金

- (1) 介護保険及び介護予防対象サービスの利用料は下記のとおりです。これはサービス1回分のご利用料で、これに一ヶ月に行ったサービスの回数が加算されます。

<要介護1～5の利用者>

サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
自己負担額(1割)	336円	504円	881円	1,207円
自己負担額(2割)	672円	1,008円	1,762円	2,408円
自己負担額(3割)	1,008円	1,512円	2,636円	3,621円

<要支援1～2の利用者>

サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
自己負担額(1割)	325円	483円	850円	1,167円
自己負担額(2割)	649円	966円	1,700円	2,333円
自己負担額(3割)	973円	1,448円	2,549円	3,499円

### (2) 加算等

加算の種類	1割	2割	3割	要件
緊急時訪問看護加算Ⅰ (月)	642円	1,284円	1,926円	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
特別管理加算 (Ⅰ) (月)	535円	1,070円	1,605円	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
特別管理加算 (Ⅱ) (月)	268円	535円	803円	
ターミナルケア加算 (月)	2,675円	5,350円	8,025円	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
初回加算 (月)	I 375円	685円	1,124円	新規利用時、または過去2ヶ月間に利用がない場合

	II	321 円	642 円	963 円	
退院時共同指導加算 (退院時 1 回又は 2 回)		642 円	1,284 円	1,926 円	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算 (月)		268 円	535 円	803 円	痰吸引等業務の円滑実施を目的として、訪問介護事業所の訪問介護員等と利用者宅へ同行し、又は会議に出席した場合
複数名訪問加算 (I) (回)	30 分未満	272 円	544 円	816 円	必要に応じて同意を得て複数の看護師等が訪問した場合
	30 分以上	431 円	861 円	1,291 円	
長時間訪問看護加算 (回)		321 円	642 円	963 円	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合
看護体制強化加算(I)(月)		589 円	1,177 円	1,766 円	医療ニーズの高い利用者への訪問看護提供体制を強化した事業者とする基準を満たしている場合
看護体制強化加算(II)(月)		214 円	428 円	642 円	
サービス提供体制強化加算 (I)(回)		7 円	13 円	20 円	サービスの質が一定以上に保たれた事業所とする基準を満たしている場合
サービス提供体制強化加算 (II)(回)		4 円	7 円	10 円	
夜間・早朝加算 ※緊急時訪問看護加算を算定していない利用者に限る		基本料金の 25%			夜間 (午後 6 時～午後 10 時)、早朝 (午前 6 時～午前 8 時) に訪問看護を行った場合

深夜加算 ※緊急時訪問 看護加算を算 定していない 利用者に限る	基本料金の 50%	深夜（午後 10 時～午前 6 時） に訪問を行った場合
----------------------------------------------	-----------	---------------------------------

(3) その他の費用

交通費	通常の実施地域を超えた地点から 公共交通機関を利用した場合 実費 自動車等で移動した場合 片道 1km 毎 100 円
エンゼル処置料	12,000 円（ご依頼があった場合）
利用限度額を超 過した場合	ご利用者の要介護度によって決められている利用限度額を超えた 場合、超えた分は全額自己負担でお支払いいただきます。
キャンセル料	正当な理由がなく事業で提供するサービスをキャンセルした場 合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料（利用者負担分）を 徴収します。

15. 利用料金のお支払い方法

サービスのご利用料金、その他の費用は、サービスを利用になった月の 1 日から月末までを計算期間としてご請求します。請求書をお渡ししますので現金もしくは銀行引き落としにてお支払いをお願い致します。